

大規模指定既存集落の指定基準

「大規模指定既存集落」については市長が以下の基準に基づいて指定します。

平成 21 年 4 月 1 日改正

伊勢崎市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第5条第5号、第6条、第7条及び伊勢崎市開発審査会提案基準3の「大規模指定既存集落」の地域又は区域の指定については、次に掲げる各基準に適合するものについて指定する。

大規模指定既存集落は次の基準すべてに該当する集落であること。

- (1) 旧町村役場（現在の支所を含む）、鉄道の駅、小学校、中学校のいずれかの施設が存すること。
- (2) おおむね200戸以上の建築物が連たんしている集落であること。
- (3) 当該都市計画区域に係る市街化区域における建築物の連たん状況とほぼ同程度にある集落であること。
(当該集落にかかる戸数密度が10戸／ヘクタール程度であるもの。)
- (4) 優良農地を含まない区域であること。

施行期日 この基準は、昭和62年3月25日から運用する。

施行期日 この基準は、平成3年11月1日から運用する。

施行期日 この基準は、平成13年10月1日より運用する。

施行期日 この基準は、平成15年4月1日より運用する。

施行期日 この基準は、平成17年4月1日より運用する。

施行期日 この基準は、平成19年11月30日より運用する。

大規模指定既存集落等指定一覧

(平成 19 年 11 月 30 日現在)

指定基準1 大規模指定既存集落及び当該指定集落の在する中学校区内

市町村名	集 落 名	集落を含む区域 (町・大字名等)	集落の面積 (ha)	集 落 を 含 む 中 学 校 名 及 び 当該中学校の通学区域 (町・大字名等)	指定年月
伊勢崎市	殖蓮地区	本関町、 上植木本町	49.7	殖蓮中学校 三和町、本関町、鹿島町、上植木本町、 豊城町、上諏訪町、昭和町、宮前町、 日乃出町、東本町、下植木町	S62.04.01
	三郷地区	波志江町一丁目、 同二丁目、 同三丁目	25.0	第三中学校 喜多町、宗高町、柳原町、寿町、西田町、 八幡町、堤西町、華蔵寺町、堤下町、末広 町、乾町、曲輪町、大手町、平和町、若葉 町の一部、安堀町、太田町、 連取町の一部、波志江町	
	名和地区	柴町、戸谷塚町、 中町、堀口町	70.5	第二中学校 葦塚町、阿弥大寺町、今井町、山王町、 堀口町、中町、柴町、戸谷塚町、 連取町の一部、大字茂呂の一部	
	豊受東地区	馬見塚町、上蓮町	47.0	第四中学校	
	豊受西地区	大正寺町	24.6	除ヶ町、大正寺町、富塚町、下道寺町、 馬見塚町、長沼町、上蓮町、下蓮町、国 領町、飯島町、羽黒町、福島町、 八斗島町	
計 (5集落)			216.8		

※1 市街化区域編入による、現在の市街化調整区域内面積をカッコ内に示す。

※2 町・大字名等は町名変更による現在のものに読み替えている。

